令和８年度

第１回
コミュニティ懇話会資料

～各部局からの報告事項～

日時　令和８年４月８日（水）　午後２時３０分

会場　秩父宮記念市民会館　けやきフォーラム

《各部局からの報告事項目次》

【企画政策部】
１　「市報ちちぶ」配布日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　「ふれあい懇談会」の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　「タウンミーティング（中学校区単位)」の開催について・・・・・・・・・・・・・　２

【総務部】
１　「まちづくり交付金」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　ボランティア感謝状の贈呈について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　集会所等建設事業等補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　秩父市総合防災訓練の統一実施日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　ちちぶ安心・安全メール（町会向け）の登録について・・・・・・・・・・・・・・・　４
６　一時（いっとき）集合場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　自主防災組織リーダー養成講座について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　戸別受信機の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　小型除雪機の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
10　防犯活動調査票（防犯活動用品申込書）について・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
11　町会防犯灯電気料補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
12　防犯灯の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

【財務部】
１　令和８年度主要事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

【福祉部】
１　ふれあいコール事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

【産業観光部】
１　芝桜まつりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　秩父札所午歳総開帳について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

【農林部】
１　「獣害に強い地域づくり補助金」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　緑の募金（家庭募金）実施のお願いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

【教育委員会】
１　荒川西小学校と荒川東小学校の統合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

《企画政策部》

１．【「市報ちちぶ」配布日程について】　　担当課名：秘書広報課

「市報ちちぶ」の配布については、毎月、各町会で多くの皆さまにご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度も、次の日程で市報ちちぶの配送を予定しておりますので、大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、配布部数・配布先などの変更がございましたら、秩父広報課までご連絡ください。

市報・号	秩父・荒川	吉田・大滝	市報・号	秩父・荒川	吉田・大滝
４月号	４月７日（火）	４月８日（水）	10 月号	10 月７日（水）	10 月８日（木）
５月号	５月１日（金）	５月２日（土）	11 月号	11 月６日（金）	11 月７日（土）
６月号	６月５日（金）	６月６日（土）	12 月号	12 月８日（火）	12 月９日（水）
７月号	７月７日（火）	７月８日（水）	１月号	12 月 25 日（金）	12 月 26 日（土）
８月号	８月７日（金）	８月８日（土）	２月号	２月５日（金）	２月６日（土）
９月号	９月４日（金）	９月５日（土）	３月号	３月５日（金）	３月６日（土）

※都合により、配布日程の変更がある場合には、事前にお知らせします。

連絡先：直通２２－２５０５

２．【「ふれあい懇談会」の開催について】　　担当課名：秘書広報課

今年度も町会単位での「ふれあい懇談会」を開催します。

市民の皆様の声を直接お伺いする貴重な機会と捉えていますので、令和８年度も以下のとおり継続して開催いたします。詳細につきましては、別途配布しております開催通知等をご確認の上、お申し込みください。

別紙１

○令和８年度「ふれあい懇談会」の概要

１　開催日程　令和８年５月１日（金）から令和９年３月３１日（水）までの期間で、町会の希望する日（土・日、祝休日を除く）

２　開催時間　午後６時から午後８時３０分の間で、希望する時間（９０分程度）

３　開催場所　町会が管理する公会堂など　※指定の場所に伺います。

４　申込方法　電話、ＦＡＸ等でお申し込みください。
※随時受け付けます。開催候補日が決まりましたらご連絡ください。

５　内　　容　市政への提言・意見・質問等とします。参加者からいただいたご意見等は、市民の声として今後の市政運営に活用させていただきます。

連絡先：直通２２－２５０５

３．【「タウンミーティング（中学校区単位）」の開催について】
担当課名：秘書広報課

令和７年度から、テーマごとの「タウンミーティング」を開催し、多くの市民の皆様と意見交換を行いました。

今年度は、テーマごとの「タウンミーティング」を継続して開催するとともに、中学校区単位での課題に対する意見交換を行う「タウンミーティング」も開催します。

詳細につきましては、別途配布しております開催通知等をご確認の上、お申し込みください。

別紙２

○令和８年度「タウンミーティング（中学校区単位）」の概要

１　開催日程　令和８年９月２４日（木）から令和９年３月３１日（水）までの期間の奇数月で、町会の希望する日（平日、土・日でも可。祝休日を除く）

２　開催時間　午後１時から午後８時３０分の間で、希望する時間（９０分程度）

３　開催場所　学校、公民館など市の管理する施設（市が場所を確保します）

４　対 象 者　中学校区に在住の方

５　開催申込書提出期限　令和８年５月１１日（月）午後５時

６　開催日時等の決定方法　開催申込書の締め切り後、中学校区単位で希望する町会と秘書広報課で日程調整し、開催日時等を決定

７　町会への開催日時等の報告
令和８年７月開催予定のコミュニティ懇話会で、令和８年度分のタウンミーティング（中学校区単位）の開催日時・開催場所を報告

８　周知方法　市報ちちぶ及び該当中学校区の町会に回覧で周知
（申込希望のない町会にも回覧します）

９　申込方法　電話、ＦＡＸ等でお申し込みください。

連絡先：直通２２－２５０５

《総務部》

１．【「まちづくり交付金」について】　**担当課名：総務課**

今年度も、町会の事務に要する経費及び町会が実施する地域のしあわせなまちづくりに資する事業等に対し、まちづくり交付金を交付いたします。

交付額は、基本額８８，０００円＋世帯数×１，９００円（１００世帯未満の町会にあっては２，０００円）です（昨年度と同額）。

健康づくりやコミュニティづくりなど「地域のしあわせなまちづくり」のために、有効活用をお願いいたします。

本日、令和８年度の内定通知書、交付申請書のほか、交付要綱・運用基準等を同封しましたので、ご確認ください。

なお、今年度も各町会への振込口座を庁内で共有しますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、まちづくり交付金の支給日（６月中旬を予定）以降に口座変更を行う場合は、総務課までご連絡ください。

別紙３

連絡先：直通２２－２２５１

２．【ボランティア感謝状の贈呈について】　担当課名：総務課

市では、今年度も、広く地域を支えるボランティア活動や社会に貢献する活動をされている個人等を対象に、ボランティア感謝状を贈呈します。

対象者は、**概ね５年以上**にわたり、ボランティア活動をなされている方となります。

推薦は、１町会につき**３人以内**でお願いします。

本日、推薦依頼書を同封しましたので、ご確認ください。

別紙４

【対象となる主なボランティア活動】

まちの美化や清掃、資源リサイクルやごみの減量、青少年育成、障がい者の社会参加、高齢者や世代間の交流、老人家庭の訪問、防犯等の見回りなどのボランティア活動

【適用除外】

民生委員等がその委員として行う活動や議員等の公職の方が行う活動、市税を完納していない者、刑の言渡しを受けた者（刑の消滅した者を除く）

連絡先：直通２２－２２５１

３．【集会所等建設事業等補助金について】　担当課名：総務課

市では、今年度も、コミュニティ活動の拠点となる集会所等の新増改築（補助金上限５００万円）又は解体事業（補助金上限５０万円）に対し、補助金を交付します。

補助率は、「埼玉県の市町村と地域団体との協働事業補助金」が交付される場合（主に新築）は補助対象経費の１/２以内、それ以外の場合（消費税込み３０万円以上の修繕）は１/４以内としておりますので、有効にご活用ください。

なお、補助金交付の要望状況を把握したく、既に要望書をご提出いただいた町会を除き、６月末日までに要望書の提出をお願いします。

別紙５

連絡先：直通２２－２２５１

４．【秩父市総合防災訓練の統一実施日について】　担当課名：危機管理課

「秩父市総合防災訓練」は、毎年、防災週間（８月３０日～９月５日）の日曜日を統一実施日としており、今年度は、８月３０日（日）となります。

※統一実施日と違う日程での訓練実施も可能です。

近年記録的な猛暑が常態化しているため、実施日について各町会でご判断いただきますようお願いいたします。

例年どおり、計画段階での訓練会場の確保や協力を要請する消防団等と相談をお願いいたします。特に開催時期を例年と変更する場合は、必ず事前に調整いただきますようお願いいたします。

今年度も防災訓練を実施いただく組織には、「自主防災・防犯組織 防災訓練実施補助金」を交付します。

計画にあたり危機管理課で貸し出し可能な物品を作成いたしましたのでご参照ください。

別紙６

連絡先：直通２２－２２０６

５．【ちちぶ安心・安全メール（町会向け）の登録について】
担当課名：危機管理課

市では、災害時や災害発生の恐れがある場合や、警察から不審者情報の提供があった場合など、市民の皆様に安心・安全メールを配信しています。

町会役員の皆様には、一般向けメールに加え、町会向けメールの登録をお願いします。

町会向けメールにつきましては、危機管理課において、登録者の名簿を作成してますので、新任役員の方やメールアドレスに変更があった方につきましては、５月２９日（金）までに名簿の提出をお願いします。

なお、町会役員を退任された場合は提出の必要はありません。ご本人の携帯端末等で登録の解除をお願いいたします。不明な点等がありましたら、危機管理課までお問い合わせください。

別紙７

連絡先：直通２２－２２０６

６.【一時（いっとき）集合場所について】　　担当課名：危機管理課

『一時（いっとき）集合場所』の新たな指定、指定取消、施設の名称変更等ある場合には、ご報告ください。

また、表示看板が劣化し文字が見えづらい場合には、更新いたしますのでご連絡をお願いします。

連絡先：直通２２－２２０６

７.【自主防災組織リーダー養成講座について】　　担当課名：危機管理課

今年度の自主防災組織リーダー養成講座は、９月２６日（土）に歴史文化伝承館２階ホールにて開催します。

この養成講座は、自主防災組織で活動される皆様が、地域の防災訓練等で活かしていただくことを目的に実施します。

災害が発生した場合は、町会の皆様のご協力が必要不可欠です。特に、今までに参加されていない町会や女性の方は、積極的な参加をお願いします。

詳細は、７月開催予定のコミュニティ懇話会でご説明させていただきます。

連絡先：直通２２－２２０６

８.【戸別受信機の管理について】　　担当課名：危機管理課

防災行政無線システムの戸別受信機について、貸与希望があった町会へ町会管理分として貸し出しを行っています。

新年度となり、役員の交代等に伴う戸別受信機の引継ぎ等の管理を行っていただきますようお願いします。

連絡先：直通２２－２２０６

９.【小型除雪機の管理について】　　担当課名：危機管理課

令和７年度も、除雪活動にご協力いただきありがとうございました。

来冬に備えて、小型除雪機のバッテリーは充電してから端子を外しておき、キャブレターとガソリンタンクからガソリンを抜き、オーガ高さ調整ダンパーはフリーにしてから保管してください。

連絡先：直通２２－２２０６

１０．【防犯活動調査票（防犯活動用品申込書）について】

担当課名：危機管理課

今年度も、防犯活動支援策として、防犯活動用品を配布します。

つきましては、別添の防犯活動調査票（防犯活動用品申込書）にご記入の上、４月３０日（木）までにご提出ください。

別紙８

防犯活動用品は、『帽子』『ベスト』『腕章』『誘導棒』を配布します。各町会で在庫がないかご確認いただき、不足分について申請をお願いします。

防犯活動状況を把握したいため、パトロール用品の配布を希望しない町会におきましても、ご提出をお願いします。

＊先着順でお渡しします。予算の範囲内で購入するため、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

＊『帽子』『ベスト』をすでにお持ちの方については、消耗や破損がある場合のみ配布します。また、『腕章』・『誘導棒』は町会で共用していただくため不足分の申請をお願いします。

連絡先：直通２２－２２０６

１１．【町会防犯灯電気料補助金について】　**担当課名：危機管理課**

対象町会にお知らせします。

今年度もリース品の防犯灯も含めた１０W以下の防犯灯の電気料金について１／２を補助します。

つきましては、町会防犯灯電気料補助金交付要綱に基づき町会防犯灯電気料補助金交付申請書と町会防犯灯電気料補助金交付請求書を６月３０日（火）までにご提出ください。

なお、書類は対象となる町会のみに封入しています。

別紙９

＊補助対象は前年度に支払った電気料となります。

連絡先：直通２２－２２０６

１２．【防犯灯の設置について】　　担当課名：危機管理課

別紙１０

夜間における犯罪抑止を目的に、防犯灯の設置を行っています。
設置を希望される町会は防犯灯の設置についてをご確認いただき防犯灯設置申請書を５月２９日（金）までにご提出ください。

＊予算の範囲内で事業を実施しているため、原則、提出期限を過ぎての要望はお受けできません。また、予算の都合上すべての申請箇所に設置できない場合もあります。
＊賃貸借事業が開始されるまでに町会が設置したＬＥＤ防犯灯の故障交換についても、１回に限り対応いたします。ご希望の町会はご相談ください。

連絡先：直通２２－２２０６

《財務部》

１．【令和８年度主要事業について】　　担当課名：財政課

令和８年度に行う各部局の主な事業は、次のとおりです。

連絡先：直通２２－２２０３

令和８年度一般会計等主要事業一覧

	予 算 額	対前年度比
一 般 会 計	30,430,000 千円	△3.9%
特 別 会 計	15,320,574 千円	1.8%
計	45,750,574 千円	△2.1%
企 業 会 計	6,350,623 千円	2.4%
合　計	52,101,197 千円	△1.5%

（※文中のページ番号は令和８年度一般会計又は特別会計公営企業会計予算書の掲載ページ）

1−1　地域医療の充実

市立病院建設準備事業　　4,727 千円／市立病院建設準備室　P197
市立病院建設基本計画策定を継続するなど、新病院の建設に向けて、より具体的な検討を進める。

病院改修事業　　28,600 千円／市立病院（企会）　P261
市立病院の老朽設備を更新し、診療環境の維持を図る。
・エレベーター改修工事　　・空調機改修工事　　・諸工事

医師確保対策事業 21,000 千円／市立病院（企会） P259

東京科学大学に寄附講座を設置し、市立病院の医師確保を図る。

1−2 福祉・保健の充実

重症心身障害児レスパイトケア事業 2,415 千円／障がい者福祉課 P137

重症心身障害児を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、医療型短期入所、日中一時支援、又は障害児通所支援を実施する事業者が重症心身障害児の受入れをした際に補助を行う。

健康増進事業 5,472 千円／保健センター P181・保険年金課（国保）P47

健康管理アプリを活用し、健康増進のための主体的な行動を若い世代から促すことにより、健康寿命の延伸、医療費の抑制を図る。

特定健康診査事業 38,088 千円／保険年金課（国保）P49

国民健康保険加入者のうち 40 歳以上の方を対象に、生活習慣病予防を目的とした健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図る。

ごみ出し支援事業 858 千円／生活衛生課 P185

自力でごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者等で構成される世帯のごみ出しを支援し、日常生活の負担軽減を図る。

高齢者の社会参加の推進事業 26,086 千円／高齢者介護課 P139

秩父市シルバー人材センターや老人クラブ等へ補助を行うことにより、高齢者が活躍する場を創出する。

2−1 子ども・子育て支援

ネウボラの充実 81,001 千円／保健センター P177

妊娠前から子育て家庭を支える、切れ目のないサポート体制の充実に向けて「秩父版ネウボラ」を展開する。

出産祝金事業 58,260 千円／保育こども課 P153

出産費用及び紙おむつ・おしりふき等の消耗品購入支援として、第 1 子 12 万円、第 2 子 30 万円（3 か年分割支給）、第 3 子以降 50 万円（5 か年分割支給）を出産祝金として支給する。

子育て支援拠点の整備、相談機能の強化事業

64,768 千円／子育て支援課 P151・153・163

子育て環境支援・家庭相談業務や母子支援事業を行うための環境整備と機能強化を図る。

民間保育園整備補助事業 31,572 千円／保育こども課 P159

民間こども園の施設改修へ補助することにより、改修後に実施予定の放課後等デイサービス事業への円滑な移行を推進する。

子育て世帯支援事業 9,530千円／学校教育課　P289

義務教育開始時（入学祝金）と、終了時（卒業祝金）に祝金を支給することにより、子育て世帯を支援する。

2－2　教育の充実

原谷小学校校舎･体育館大規模改造事業 333,344千円／教育総務課　P303

学校施設長寿命化計画に基づき、原谷小学校校舎及び体育館等の外部改修工事を行う。

いじめ･不登校対策充実事業 54,967千円／教育研究所　P293

いじめや不登校などの相談業務を行う教育相談室の相談環境整備と機能強化を図る。

荒川共同調理場ボイラー更新事業 23,040千円／保健給食課　P333

ボイラーを更新し、円滑な給食の提供を図る。

文化財所管施設管理事業 37,928千円／文化財保護課　P315

劣化の激しい、市指定文化財である内田家住宅の将来の復元に向け、使用材料等を調査しながら解体を行う。

3－1　地域の魅力を活かした産業振興

荒川流域圏構想事業 437千円／総合政策課　P81

荒川最上流に位置することを活かし、荒川流域の自治体連携を呼びかけ、森林整備、防災、観光など上下流交流の具体的な連携を進める。

鳥獣害防除対策事業 1,500千円／鳥獣対策課　P215

町会や区などを単位とする、地域住民が主体的に行う防除対策に補助することにより、計画的、継続的な鳥獣害対策の促進を図る。

森林環境譲与税運用事業 85,043千円／森づくり課　P227

交付される森林環境譲与税を活用し、森林の集約化を図る区域や方針等を定めた「集約化構想」を策定し、受け手となる森林経営体とともに森林整備を推進する。

小学生への森林環境教育や木育の推進、林業就業者対策等を行う。

観光客誘客促進事業 25,000千円／観光課　P245

冬季にナイトタイムエコノミーの促進として、秩父地域おもてなし観光公社が街中で開催しているイルミネーション事業費を負担することにより、冬季の街中の賑わい創出を図る。

3－2　企業支援による経済活性化

ふるさとものづくり支援事業 13,129千円／産業支援課　P237

秩父の地域資源を活かし、新たな酒類の開発をする事業者に補助することにより、新たな顧客層の開拓や循環型地域経済の形成を図る。

中小企業振興計画策定事業 3,100千円／産業支援課　P231

市内企業の現状を調査、分析し、振興計画に反映させ、今後の市内企業の振興を図る。

4－1　住み続けたい安心安全なまちの実現

災害対応機器管理事業 29,606千円／危機管理課　P281

防災行政無線を適正に管理、運用し、災害発生時等に備える。

防犯灯管理事業 36,882千円／危機管理課　P105

市内防犯灯の適正な配置、維持、管理等を行い、犯罪の発生を抑制する。

地域再エネ等導入推進事業 103,400千円／環境課　P189

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、屋根置き太陽光発電設備やLED照明等の再エネ・省エネ設備の設置に対し補助することにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、公共施設への設置も行い、光熱水費の削減も図る。

4－2　地域基盤の再整備

秩父駅東側再開発事業 24,000千円／総合政策課　P81

秩父駅東側エリアの再開発のため、まちづくりの考え方をまとめた基本構想を策定する。

道路新設改良事業 369,610千円／道づくり課　P253

市道を適正に維持、補修及び改良することにより、利用者が安心して、安全かつ快適に通行できるようにする。

橋りょう維持新設改良事業 144,828千円／道づくり課　P257

市が管理する橋りょうを適正に維持、補修することにより、利用者が安心して、安全かつ快適に通行できるようにする。

地籍調査事業 3,277千円／大滝総合支所　地域振興課　P247

土地の地番や面積、境界等を正確に把握し、登記することにより、土地利用の円滑化を図る。

地域公共交通網活性化事業 36,652千円／市民生活課　P85

鉄道運行区間について、現状のデータ収集、分析を行い、今後の効果的な支援方針等の検討に必要な資料を作成する。

5－1　開かれた市政の推進

広報事業 49,464千円／秘書広報課　P65

毎月発行している市報ちちぶをはじめホームページ、テレビ、ラジオ、SNSなど、様々な媒体を活用し、市政情報からイベント等のお知らせまで、幅広く周知を行う。

市民意識調査事業 398千円／改革推進課　P79

意識調査の結果を参考に市政運営を実施する。

若者チャンス創造事業 1,500千円／総合政策課　P83

若者により組織された団体が取り組む、まちづくり活動に対して支援することにより、若者の定住等を図り、地域の活性化を図る。

（仮称）若者会議の設置 500千円／総合政策課　P81

公募により（仮称）若者会議のメンバーを募集し、若者の視点からまちづくり施策を提案してもらい、市政に取り入れる。

5－2　行財政改革の推進

住居表示事業 14,782千円／市民課　P113

現在、紙で管理している住居表示台帳を電子化することにより、台帳の精度を保ち、窓口対応の迅速化を図る。

ＤＸ推進事業 6,900千円／改革推進課　P79

自治体ＤＸの知識やノウハウを有する専門家の派遣を受け、市民の利便性向上や業務の効率化、事務負担の軽減を図る。

ふるさと納税事業 95,000千円／産業支援課　P83

魅力ある返礼品の登録や寄附募集サイトの掲載方法など、更に検討を行い、寄附額の増加を図る。

《福祉部》

１．【ふれあいコール事業について】　担当課名：社会福祉課

本市では、高齢者世帯等（一人暮らし、高齢夫婦、障がい者世帯）の皆さんが安心して暮らしていけるように、社会福祉協議会とともに、町会役員や各種委員の皆さまが隣宅のご協力をいただきながら見守り・声かけ事業（ふれあいコール事業）を行っております。

このふれあいコール事業につきましては、市の福祉施策の重要事業として全町を挙げて取り組んでいただき、多大な成果をあげているところです。

普段から近隣者(基本的に両隣)が対象者を見守るなかで、日々の生活に異変を感じた場合には、異変を感じた方から関係機関(町会役員等、消防署)への通報などをお願いいたします。また、特に声かけが必要な世帯に対しましては、日ごろからの声かけ活動（朝晩のあいさつ、雑談など）で異変の早期発見につなげていただければ幸いです。

見守り事業には責任や権限はありません、誰もが普段おこなっている 隣近所の「声のかけあい」の延長線の行動で十分です。

連絡先：直通２５－５２０４

《産業観光部》

１．【芝桜まつりについて】　　担当課名：観光課

春の一大イベントとして、羊山公園・芝桜の丘では「芝桜まつり」が開催しています。
今年は、芝桜を植栽して２５周年を迎えることとなりました。
近年は、計画的に植え替え面積を増やしたことで、花の状態もよく多くのお客様にお楽しみいただいています。
開催期間につきましては以下のとおりですが、天気等の影響により見ごろ時期は異なりますので、ぜひ満開の時期にお出かけいただければと思います。
また、見頃を迎える４月１０日（金）からは有料となりますので、市民の皆様には市報ちちぶに掲載しました割引券を活用いただき、多くの方に芝桜まつりへお越しいただければと思います。
開催期間　４月　３日（金）～５月６日（水・振休）
有料期間　４月１０日（金）～５月６日（水・振休）※有料時間８：００～１７：００
入 園 料：大人５００円　　駐車場料金：普通車７００円
※今年から入園料と駐車場料金が改訂しています。
芝桜の丘では様々なイベントが開催されます！また、開花情報や最新のイベント情報などは観光課ホームページ「秩父観光なび」にてご確認ください。

連絡先：直通２５－５２０９

２．【秩父札所午歳総開帳について】　　担当課名：観光課

３月１８日から１２年に一度の「秩父札所午歳総開帳」が始まりました。
秩父地域にある３４カ寺において、秘仏を納めた厨子の扉がすべての札所で一斉に開かれる総開帳は大変貴重な機会ですので、市民の皆さんも札所巡りを体験してみてはいかがでしょうか。
午歳総開帳では、秘仏公開、記念御朱印や記念散華の配布のほか、開運スタンプラリー（デジタルスタンプラリー）なども開催しています。
なお、総開帳に伴い、例年より多くの観光客がお越しになります。札所連合会及び市では道標等の整備も行っておりますが、市民の皆さまも道案内などの機会がありましたら、おもてなしの気持ちでご対応いただきますようお願いいたします。
秩父札所午歳総開帳についての詳細は、秩父札所連合会ホームページまたは観光課ホームページ「秩父観光なび」よりご確認ください。
秩父札所午歳総開帳　期間：令和８年３月１８日（水）～１１月３０日（月）

連絡先：直通２５－５２０９

《農林部》

１．【「獣害に強い地域づくり補助金」について】　　担当課名：鳥獣対策課

有害鳥獣対策において、地域住民が主体となった取組は必要不可欠です。

そこで、野生鳥獣による農作物被害の減少や野生鳥獣の人里への侵入防止を図るため、地域住民が主体となった防除対策を計画的かつ継続的に実施する町会などに対し補助金を交付します。（令和８年度新規事業）

＜補助対象者＞

市内において、野生鳥獣による農作物被害が発生している又は野生鳥獣の出没が確認されている町会や区などを単位とした団体又は、農地中間管理事業に参加している農事組合法人。

＜補助対象経費＞

補助対象者が実施する、サル追払い活動や不要果樹の伐採などに要する物品の購入費（消費税は除く）。

例）①サル追払い活動：ロケット花火、爆竹、パチンコ、エアガン　など

②不要果樹の伐採：チェーンソー、チェーンソーの燃料や刃　など

※ 人件費や飲食費は対象外とする。

※ 備品類は、複数年にわたって継続的な取組を行う場合のみ可。

＜補助金の額＞

補助対象経費の２分の１以内　上限５万円

＜事前申出等＞

物品購入前に、市担当課まで補助金利用の申出を行うとともに、計画的かつ継続的な取組内容について市と協議が必要。

詳しくは、市担当課まで問い合わせ願います。

連絡先

鳥 獣 対 策 課	２２－２４９６（直通）
吉田地域振興課	７２－６０８３（直通）
大滝地域振興課	５５－０８６１（直通）
荒川地域振興課	５４－２１１４（直通）

２．【緑の募金（家庭募金）実施のお願いについて】

担当課名：森づくり課

６月に実施予定の「緑の家庭募金」は今年で２１年目を迎えます。昨年度ご協力いただいた募金総額は一般募金含め１，２８５，７８２円で、このうちの５０％が今年度秩父市に還元され、市内の緑化推進・森林整備の財源として活用する予定でございます。また、家庭募金の１０％については町会長協議会の活動推進費としてご活用いただきます。

今年度もこの募金活動に取り組む予定でございますので、お手数をおかけいたしますが、なにとぞご協力をいただきますようお願い申し上げます。

募金活動に必要な物品につきましては、市報ちちぶ６月号に併せてお届けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

連絡先：直通２２－２３６９

《教育委員会》

１．【荒川西小学校と荒川東小学校の統合について】　担当課名：教育総務課

令和７年６月、荒川西小学校の保護者の皆様から、秩父市長・教育長に対して、荒川西小学校と荒川東小学校の統合を望む要望書が提出され、秩父市教育委員会で検討を進めてまいりました。

その結果、令和９年３月末をもって荒川西小学校を閉校し、同年４月から荒川東小学校と統合することといたしました。

荒川西小学校は、今後、児童数の著しい減少が見込まれていることから、子どもたちの適正な教育環境を考慮し決定したものです。

なお、荒川東小学校の名称、校章、校歌に変更はありません。

今年度は、子どもたちが統合による環境の変化に戸惑うことがないよう、両校の交流授業をはじめとした各種事業を実施し、スムーズな学校統合を目指してまいります。

連絡先：直通２５－５２２７

＜今回のコミュニティ懇話会資料について＞

今回のコミュニティ懇話会の市への提出書類の書式（データ）を市のホームページに掲載しますので、ご活用ください。

掲載先：http://www.city.chichibu.lg.jp/9833.html

または、市のホームページのトップの左下「市政情報」メニューから、「コミュニティ懇話会資料」をご覧ください。

＜市のホームページトップ＞